

## 1. 東京電力による本賠償の開始

- 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法成立により資金調達の見通しが立ち、また、原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の範囲の全体像を示した中間指針を策定したことから、全ての原子力損害について本賠償の受付を開始。
- 9月12日 個人分の請求用紙の発送および受付開始
- 9月27日 法人および個人事業主分の請求用紙の発送および受付開始
- 10月 5日 本賠償の支払いを開始
- 10月12日 相談のための簡易な補足資料「ご請求簡単ガイド」及び「請求手続きの改善に向けた取組について」を発送
- 10月13日時点、個人8177件、法人435件の請求書を受領。10月14日時点で個人約670万円、団体(JA等との交渉分)約180億円を支払い済み

## 2. 原子力損害賠償紛争解決センターの開設

- 原子力損害賠償紛争審査会は、損害賠償請求に係る紛争を円滑・迅速・公平に紛争を解決するため、原子力損害賠償法に基づく公的な紛争解決機関として原子力損害賠償紛争解決センターを開設し、9月1日より和解の仲介の申立の受付を開始。
- 東京事務所に加え、9月13日に福島事務所(郡山市)を開設。その他地域については、当面、巡回で開設予定。
- 10月13日現在、81件の申し立てを受け付け、調査・検討が実施中。

## 3. 国による仮払金の支払

- 東京電力による賠償の支払に時間を要する等の場合の応急対策として、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づく国の仮払金の支払請求の受付を本年9月21日に開始。
- 現時点では、福島県、茨城県、栃木県、群馬県における観光業であって中小企業が受けた風評被害を支払の対象に規定。
- 10月13日現在、19件の請求を受け付け、仮払金の支払手続き中。

## 4. 枝野経済産業大臣による東京電力への要請

- 9月12日に受付開始した個人向けの賠償請求に関し、賠償に関する手続きが煩雑である等の指摘を踏まえ、9月26日、東京電力に対し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続きを要請。
- これを受け、東京電力は以下の対応方針を表明。①被害者の請求書に対するお手伝い、②補足資料の作成・配布、③請求者の実態に即した損害賠償の運用、④合意書の見直し
- 加えて、①資金繰りが難しい被災者・事業者に対しては概算払い等の賠償の弾力的な運用を図る、②請求書類の作成等における被災者からの十分な意見の聴取と反映、などについても改めて資源エネルギー庁から要請。

# 個人向け賠償金支払に関する最近の動向

資源エネルギー庁  
(2011/10/17)

## 直近の改善策

- ・ 大部な請求案内書(計156ページ)  
→請求書が簡単に損害賠償の手続を進めるための「ご請求簡単ガイド」(計4ページ)を作成・配付。
- ・ 賠償支援体制の強化  
→説明会の開催、対面相談窓口の開設に加えて、訪問による相談を実施。さらに、10月下旬には7300人まで体制を強化。
- ・ 運用面での改善  
→領収書の無い場合の標準金額の支払、一部項目のみの請求、合意に至った項目からの先行支払等、柔軟な支払対応を実施。
- ・ 合意書案の見直し(追加請求不可を示唆)  
→当該部分を削除し、送付。



東電・森合補償相談室

## 市町村への相談事例等

(資工庁で随時ヒアリングし、東電に検討・改善を指示)

- ・ 相談者によって窓口対応にムラがある(領収書の要求等)。  
→運用改善の通知により統一的対応を実現。
- ・ 避難地域解除後帰宅した農民が、時期に間に合わず作付を諦めた場合の損害が賠償対象となっていない。  
→東電に調査・検討を指示。
- ・ 仮設住宅に入居した場合、借り上げ住宅に入居した場合での待遇格差がある(必要家電等)。  
→東電に調査・検討を指示。
- ・ 医療費が無償の場合、通院に係る交通費や宿泊費が支払われない。  
→東電に支払を確認。早急な周知を指示。
- ・ なお、住民の多くは、これまでの仮払金や義援金を貯蓄しており、請求を慌てていないとの声もある。

## 現在検討中の更なる対応策

- ・ 資金繰りが困難な被災者への対応策(検討中)
- ・ 弁護士・行政書士を伴った説明活動(賠償支援機構で準備中)